

農政部、水産林務部及び建設部の概要

資料 1

道における入札・契約業務は、各部局において広範囲に行われているが、今回の調査の対象としたのは発注3部が所管する公共工事に関する業務であり、これらの事業及び組織機構等の概要は、次のとおりである。

なお、発注件数及び契約金額は、平成10年度のものである。

	事業概要	組織機構
農政部	<p>水田の区画整理や用排水路の整備、明渠・暗渠等による畑地の改良、草地の整備改良、農道の整備、農村の生活環境整備等を実施している。</p> <p>発注件数 6,595件 契約金額 1,639億円</p>	<p>本庁は、2室14課で構成され、公共工事を担当するのは、主に事業調整課、設計課、農村振興課、農地整備課及び農村整備課である。</p> <p>発注業務は、各支庁の農業振興部管理課及び耕地課（14機関）で実施している。</p>
水産林務部	<p>水産部門では、漁港・漁港海岸の整備（契約は土木現業所）、魚礁設置等による沿岸漁場の整備開発等を実施している。</p> <p>発注件数 250件 契約金額 216億円</p> <p>林務部門では、林道の整備、治山ダムや土留工等による治山施設の整備等を実施している。</p> <p>発注件数 2,859件 契約金額 441億円</p>	<p>本庁は、1室12課で構成され、公共工事を担当するのは、主に栽培振興課、漁港漁村課、林務林産課、森林計画課及び治山課である。</p> <p>発注業務は、水産部門では、各支庁の経済部水産課（室）（12機関）で、林務部門では、各支庁の経済部林務課（14機関）、各道有林管理センター（13機関）及び道民の森建設事務所で実施している。</p>
建設部	<p>建築部門では、主に、他部等からの依頼工事（庁舎、学校、住宅の建設・改修等）を実施している。</p> <p>発注件数 1,559件 契約金額 1,041億円</p> <p>土木部門では、道路の整備、河川の改修、漁港・漁港海岸の整備、砂防等を実施している。</p> <p>発注件数 15,650件 契約金額 3,834億円</p>	<p>本庁は、3室18課で構成され、公共工事を担当するのは、主に道路計画課、道路整備課、河川課、空港港湾課、砂防災害課、住宅課、都市環境課、公園下水道課及び建設情報課並びに建築整備室計画調整課、建築課及び設備課である。</p> <p>発注業務を実施しているのは、土木部門では各土木現業所（10機関）、建築部門では本庁建築整備室である。</p>

北海道行政組織規則に基づく組織・分掌事務及び職務内容 資料 2

1 農政部の組織・分掌事務

今回の調査対象とした農政部関係の組織及び分掌事務は、次の表のとおりである（北海道行政組織規則第7条、第14条、第40条、第41条及び第288条（別表第8その2））。

（1）本庁

<p>農業企画室</p> <p style="text-align: right;">参事</p>	<p>農業・農村振興施策の企画及び総合調整に関する事。</p> <p>農業・農村施策の総合的な企画及び調整に関する事。</p> <p>農産物の輸入自由化対策に関する事。</p> <p>農業構造政策の推進に関する事。</p> <p>農業農村整備の推進に関する事。</p> <p>農業地域の産業複合化の推進に関する事。</p>
<p>競馬管理室</p> <p style="text-align: right;">参事</p>	<p>競馬に係る施策の企画及び調整に関する事。</p> <p>競馬事務所に關する事。</p> <p>市町村が行う競馬の指導に関する事。</p> <p>競馬に係る施策の企画及び調整に関する事。</p> <p>競馬事務所に關する事。</p> <p>市町村が行う競馬の指導に関する事。</p>
<p>農政課</p> <p>事業調整課</p>	<p>農政部の行政の企画及び総合調整に関する事。</p> <p>農業農村整備事業の管理及び調整に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。</p>
<p>農地調整課</p>	<p>農地行政の総合調整に関する事。</p> <p>農地等の権利移動及び転用の制限に関する事。</p> <p>農地等の利用関係の調整に関する事。</p> <p>農業生産法人に関する事。</p> <p>農地保有合理化の促進に関する事。</p> <p>国有農地並びに開拓財産等の管理及び処分並びにこれらに係る会計事務に関する事。</p> <p>地籍調査に関する事。</p> <p>農業会議及び農業委員会の指導助成に関する事。</p> <p>開拓地の検査及び権利移動に関する事。</p> <p>農地等に係る争訟に関する事。</p> <p>市民農園に関する事。</p> <p>農用地の集団化に関する事</p>

<p>農業経済課</p>	<p>農業金融に関すること。 農業協同組合その他の農業関係団体（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。 農業倉庫に関すること。 農業災害補償に関すること。</p>
<p>参事</p>	<p>農業協同組合等の検査に関する事務</p>
<p>土地改良指導課</p>	<p>農業農村整備事業の認可等に関すること。 土地改良区及び土地改良事業団体連合会の検査及び指導に関すること。 農業農村整備事業の実施主体の指導に関すること。 農業農村整備事業に係る金融に関すること。 農業水利の指導及び調整に関すること。 農業農村整備事業に係る負担金及び分担金に関すること。 農業用施設の高度利用及び維持保全事業に関すること。</p>
<p>参事</p>	<p>農業農村整備事業の実施主体の検査及び指導に関する事務</p>
<p>農業改良課</p>	<p>農業技術の改良普及に関すること。 農業経営の改善に関すること。 農山漁家の生活改善に関すること。 農村青少年の育成指導に関すること。 植物防疫に関すること。 農薬の取締りに関すること。 農業気象に関すること。 農業に係る試験研究の調整に関すること。 農業機械に関すること。 肥料の取締り及び需給調整に関すること。 農業試験場、農業大学校、地域農業改良普及センター及び病害虫防除所に関すること。</p>
<p>参事</p>	<p>農業の技術開発に係る専門的な調査研究に関する事務</p>
<p>農村計画課</p>	<p>農業農村整備事業の総合的企画に関すること。 農業農村整備事業に係る資源調査及び経済調査に関すること。 農業農村整備事業計画の策定に関すること。 団体営農業農村整備事業計画の審査及び指導に関すること。 農村総合整備事業計画の審査及び指導に関すること。 国営農業農村整備事業に係る調整、調査及び審査に関すること。 農業振興地域に関すること。</p>
<p>参事</p>	<p>国営農業農村整備事業の調整に関する事務</p>
<p>設計課</p>	<p>農業農村整備事業に係る設計、積算及び施工管理に関すること。</p>

参事	<p>農業農村整備事業に係る用地取得及び補償に関すること。</p> <p>農業農村整備事業に係る財産の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>農業土木技術の研究及び開発に関すること。</p> <p>農業農村整備事業の設計、積算、施工管理、検査及び監査に関する事務</p>
農村振興課	<p>農業構造の改善に関すること。</p> <p>山村地域新農林漁業特別対策事業に関すること。</p> <p>ウタリ地区農林漁業対策事業に関すること。</p> <p>農業就業構造の改善に関すること。</p> <p>農業団地の育成に関すること。</p> <p>農地開発及び農村環境の整備に係る農業農村整備事業の実施に関すること。</p>
農地整備課	<p>土地基盤の整備に係る農業農村整備事業の実施に関すること。</p> <p>草地開発計画の策定及び草地開発事業の実施に関すること。</p> <p>公共用草地の管理運営の指導に関すること。</p> <p>農業用排水施設等の整備に係る事業の実施に関すること。</p>
農村整備課	<p>農道の整備に係る農業農村整備事業の実施に関すること。</p> <p>開拓地整備事業に関すること。</p> <p>小規模農用地整備事業に関すること。</p> <p>農地（農地に係る海岸を含む。）に係る防災事業の実施に関すること。</p> <p>農地、農業用施設及び農地海岸の災害復旧事業に関すること。</p>
流通対策課	<p>農畜産物の流通加工及び農業用物資の流通に係る総合調整に関すること。</p> <p>農畜産物の販路拡大に関すること。</p> <p>環境調和型農業に関すること。</p> <p>農業に係る環境の保全及び公害対策の調整に関すること。</p>
参事	<p>農業に係る環境の保全及び公害対策の調整に関する事務</p>
農産園芸課	<p>農産物の生産振興及び流通に関すること。</p> <p>米穀の販売業者に関すること。</p> <p>米の生産調整に関すること。</p> <p>転作の条件整備に関すること。</p> <p>農産物の検査に関すること</p> <p>てん菜糖業に関すること。</p> <p>種苗に関すること。</p>
参事	<p>農産物の価格及び生産対策に関する事務</p>
酪農畜産課	<p>畜産物の生産振興及び流通に関すること。</p>

参事	<p>畜産環境に関すること。</p> <p>家畜及び家きんの改良増殖に関すること。</p> <p>家畜衛生に関すること。</p> <p>乳質改善指導に関すること。</p> <p>飼料作物の生産及び利用に関すること。</p> <p>流通飼料に関すること。</p> <p>家畜市場に関すること。</p> <p>動物用医療品に関すること。</p> <p>養蜂に関すること。</p> <p>獣医師、装てい師、家畜人工授精師及び家畜商に関すること。</p> <p>特定地域農業開発事業の推進に関すること。</p> <p>獣医療に関すること。</p> <p>家畜保健衛生所に関すること。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>家畜衛生に関する事務</p>
----	---

(2) 支庁

管理課	<p>農業農村整備事業の実施に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。</p> <p>農業農村整備事業に係る調査及び計画に関すること（計画課を置く支庁にあっては、計画課の主管に属するものを除く。）。</p> <p>土地改良区等に関すること。</p> <p>農業用水に関すること。</p> <p>農用地の集団化に関すること（計画課を置く支庁にあっては、計画課の主管に属するものを除く。）。</p> <p>農業農村整備事業に係る財産の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>開拓に関すること。</p>
計画課 （石狩、空知、上川、網走、十勝の支庁に置く。）	<p>農業農村整備事業に係る調査及び計画に関すること。</p> <p>農用地の集団化に関すること。</p>
耕地課	<p>道営農業農村整備事業の実施に関すること。</p> <p>団体営農業農村整備事業に関すること。</p> <p>農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。</p>
耕地出張所 （空知、上川、網走、十勝の各支庁に3出張所を置	<p>道営農業農村整備事業の実施に関すること。</p>

く。)	
防災ダム建設事務所（留萌支庁に置く。）	防災ダム事業の実施に関すること。

（注） 耕地出張所及び防災ダム建設事務所は、支庁長の権限に属する事務を分掌させるため設置される地方機関（いわゆる支庁の出先機関）である。

2 農政部長、次長及び技監の職務内容

農政部長、次長及び技監の職務内容は、次の表のとおりである（北海道行政組織規則第288条（別表第8、第9））。

農政部長	知事の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
次長	部長を補佐し、部の事務を整理する。
技監	部長を補佐し、専門の技術について総括整理する。

支庁及び土木現業所等における契約権限の状況

資料 3

道においては、知事が契約する権限を支庁長や土木現業所長等に委任しているため、発注機関は契約を締結する権限がある。

ただし、その金額が5億円以上のものは、知事の承認を要する。

また、発注機関においては、契約を締結する権限は原則として支庁長や土木現業所長等であるが、契約金額の多寡により下位にある職の者が常時それらの者に代えて決裁することができることされており、その状況は次のとおりである（北海道支庁事務決裁細則（準則）昭和47年総務部人事課長通知）。

	支 庁	土木現業所	道有林管理 センター	道民の森 建設事務所	建築整備室
専決権限 (契約締結)	支庁長 (2千万円以上) 総務部長 (5百万円以上 2千万円未満) 会計課長 (5百万円未満)	所長 (2千万円以上) 副所長 (16百万円以上 2千万円未満) 企画総務部長 (5百万円以上 16百万円未満) 工事契約課長 (5百万円未満)	署長 (50万円以上) 総務課長 (50万円未満)	所長 (30万円以上) 管理課長 (30万円未満)	知事 (5億円以上) 建設部長 (2千万円以上 5億円未満) 計画調整課長 (2千万円未満)
予定価格調書の 作成者	支庁長 (2千万円以上) 総務部長 (2千万円未満)	同上	同上	同上	建設部長 (5億円以上) 建築整備室長 (5億円未満)

なお、予定価格5億円以上の工事の場合、議会の議決に付することとなる（自治法第96条第1項第5号、政令第121条の2、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条、財務規則第185条）。

O B 数が増減した業者の公共工事の受注実績の増減率等 資料 4

各部の公共工事の受注実績上位100社をO B数の増減等により分類し、その受注実績の増減率等をみると、次のとおりである。

			7年度	8年度	9年度	10年度
農 政 部	O B数が増加した業者	業者数	6	8	5	8
		受注実績の増減率(%)	63.8	18.7	8.1	9.1
	O B数が減少した業者	業者数	3	7	3	6
		受注実績の増減率(%)	11.6	9.0	9.3	14.9
	O B数に変化のない業者	業者数	79	75	83	77
		受注実績の増減率(%)	19.4	9.0	7.7	5.4
	O Bが在籍している業者	業者数	87	89	89	90
		受注実績の増減率(%)	21.7	9.0	7.9	6.8
	上位100社の受注実績の増減率(%)		23.4	10.5	7.6	5.9
	水 産 林 務 部	O B数が増加した業者	業者数	3	6	4
受注実績の増減率(%)			13.2	37.0	79.8	35.8
O B数が減少した業者		業者数	1	2	3	2
		受注実績の増減率(%)	3.0	30.2	4.9	43.4
O B数に変化のない業者		業者数	36	33	36	34
		受注実績の増減率(%)	6.7	15.4	0.6	34.8
O Bが在籍している業者		業者数	39	41	42	43
		受注実績の増減率(%)	7.0	17.9	3.8	35.4
上位100社の受注実績の増減率(%)		19.4	21.2	7.6	40.9	
建 設 部		O B数が増加した業者	業者数	6	12	7
	受注実績の増減率(%)		26.0	5.4	33.8	32.8
	O B数が減少した業者	業者数	16	9	17	9
		受注実績の増減率(%)	0.9	35.1	3.3	16.6
	O B数に変化のない業者	業者数	56	59	54	59
		受注実績の増減率(%)	9.7	13.7	12.1	30.5
	O Bが在籍している業者	業者数	77	77	73	75
		受注実績の増減率(%)	8.1	12.5	8.4	27.7
	上位100社の受注実績の増減率(%)		6.4	12.6	4.6	33.1

農業農村整備事業の業者受注動向

資料 5

農政部から自主的に提出のあった表 1 2 関連の資料

年度別工種別業者の受注金額の推移

(単位：百万円、%)

年度別工種別業者の受注金額の推移			6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	平均 (H7-10)
農業	OBが在職して いる業者 (a)	伸び率	100	119	130	122	109	120
		受注額	56,214	66,763	73,186	68,820	61,073	67,461
土木 工事 業者	OBが在職して いない業者 (b)	伸び率	100	136	152	150	134	143
		受注額	56,346	76,789	85,696	84,346	75,278	80,527
業者 小計 (a+b)		伸び率	100	128	141	136	121	132
		受注額	112,560	143,552	158,882	153,166	136,351	147,988
特殊工事業者 (c)		伸び率	100	353	398	308	342	350
		受注額	1,715	6,060	6,824	5,289	5,858	6,008
北海道農業開発公社 (d)		伸び率	100	114	151	158	118	135
		受注額	2,702	3,069	4,071	4,260	3,180	3,645
受注総額 (a+b+c+d)		伸び率	100	131	145	139	124	135
		受注額	116,977	152,681	169,777	162,715	145,389	157,640

注 特殊工事業者とは、鋼橋上部、機械器具設置、電気及びポンプ工事の工事業者をいう。

調 整 表 の 内 容

資料 6

調整表には、本庁の指示を受け管内で受注実績を有する全業者を対象として支庁が作成するものと、支庁が作成した調整表をもとに本庁が作成した特定業者に関するものの二種類がある。

さらに、調整表は工事関係と設計・測量関係に分けられるが、それぞれの調整表の扱いは基本的には共通である。

本庁が作成していた平成11年度の調整表の概要は、次のようなものである。

NO			
業者番号			
格付			
会社名			
所在地			
OB	氏名		
	生年月日		
	年齢		
目標額	(14支庁ごと)		
	合計		
前回迄累計	(14支庁ごと)		
	合計		
今回	(14支庁ごと)		
	合計		
今回含累計 = +	(14支庁ごと)		
	合計		
目標迄残 = -	(14支庁ごと)		
	合計		
過去5カ年間の実績額			
5カ年平均			

「NO」欄には、業者の通し番号を記載する。

「業者番号」欄には、工事関係業者にあつては建設業許可番号、設計・測量関係業者にあつては測量業者等登録の番号を記載する。

「格付」欄には、当該業者の農業土木工事の格付等級を記載する。なお、設計・測量関係業者の場合、格付けはないため該当する欄はない。

「所在地」欄には、業者の本社が所在する市町村名を記載する。

「OB」欄には、OBの氏名、生年月日、年齢を記載するよう分けてあり、実

際の調整表には全部で3名分が記載できるようになっている。

「目標額」欄には、14支庁及びその合計目標額の欄があり、それぞれの支庁ごとの目標額を記載する。

「前回迄累計」欄には、前回調査時点までの受注実績額と今後の受注見込額を記載する。

「今回」欄には、前回調査時点後の受注実績額等の増減額を記載する。

「今回含累計」欄には、「前回迄累計」と「今回」の合計額を記載する。

「目標迄残」欄には、目標額と受注実績額（今後の受注見込額を含む。）との差を記載する。

「過去5カ年間の実績額」欄には、5か年分の欄があり、過去5か年の年度ごとの受注実績額を記載する。

「5カ年平均」欄には、過去5か年の平均受注実績額を記載する。

入札手続等調査委員会設置要綱

資料 7

第 1 趣 旨

公共工事に係る入札手続等の改善状況を点検し、把握するとともに、現行の入札手続等に関わる業務の実態把握を行うため入札手続等調査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

第 2 組 織

- 1 委員会は委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、農政部長、水産林務部長、建設部長、建設部参事監、出納局長及び石狩支庁長をもって充てる。

第 3 会 議

- 1 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。
- 2 委員長に事故があるときは、出納局長の職にある委員がその職務を代理する。

第 4 庶 務

委員会の庶務は、総務部総務課（参事）において処理する。

第 5 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

入札手続等調査委員会委員名簿

資料 8

役 職 名	職 名	氏 名
委 員 長	総務部長	株 丹 達 也
委 員	農政部長	福 田 昭 夫
委 員	水産林務部長	大 野 馨
委 員	建設部長	遠 藤 禎 一
委 員	建設部参事監	逢 坂 禎
委 員	出納局長	中 谷 久 司
委 員	石狩支庁長	河 村 耕 作